## 議第29号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例 (昭和34年三島市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.26」を「100分の6.48」に改める。

第4条中「31,800円」を「29,400円」に改める。

第5条第1号中「9,600円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「4,800円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「7,200円」を「5,850円」に改める。

第6条中「100分の1.39」を「100分の2.41」に改める。

第7条中「13,800円」を「20,800円」に改める。

第8条中「100分の2.28」を「100分の2.64」に改める。

第9条中「16,200円」を「16,800円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「22,260円」を「20,580円」に改め、同号イ(ア)中「6,720円」を「5,460円」に改め、同号イ(ア)中「3,360円」を「2,730円」に改め、同号イ(ア)中「5,040円」を「4,095円」に改め、同号ウ中「9,660円」を「14,560円」に改め、同号エ中「11,340円」を「11,760円」に改め、同項第2号ア中「15,900円」を「14,700円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「3,900円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「3,900円」に改め、同号イ(ア)中「3,600円」を「2,925円」に改め、同号ウ中「6,900円」を「10,400円」に改め、同号エ中「8,100円」を「8,400円」に改め、同項第3号ア中「6,360円」を「5,880円」に改め、同号イ(ア)中「1,920円」を「1,560円」に改め、同号イ(ア)中「960円」を「780円」に改め、同号イ(ア)中「1,440円」を「1,170円」に改め、同号ウ中「2,760円」を「4,160円」に改め、同号エ中「3,240円」を「3,360円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,770円」を「4,410円」に改め、同号イ中「7,950円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「12,720円」を「11,760円」に改め、同号エ中「15,900円」を「14,700円」に改め、同項第2号ア中「2,070円」を「3,120円」に改め、同号イ中「3,450円」を「5,520円」に改め、同号ウ中「5,520円」に改め、同号ウ中「5,520円」に改め、同号ウ中「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円」にのの円」を「5,520円」にのの円」にのの円」にのの円列

を「8,320円」に改め、同号エ中「6,900円」を「10,400円」に改める。

## 附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民 健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、な お従前の例による。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊 岡 武 士